

令和 8 年度水産加工原材料高騰対策支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第 1 条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、加工原材料の高騰による水産加工業者の経営負担を緊急的に緩和し、事業の継続を図るため、加工原材料の高騰にかかる経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要項において、「水産加工業者」とは、茨城県内に水産加工場を有する者であり、次のいずれかに掲げる者とする。ただし、資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超える者を除く。

- （1）補助金交付申請日時点において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（以下「法」という。）第 55 条の規定に基づく水産製品製造業の許可を有する者。
- （2）補助金交付申請日時点において、法第 57 条第 1 項に規定する届出を行っている者（水産物を原料とした食料品を製造する者に限る。）。
- （3）水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づき設立された、茨城県内に所在する水産加工業協同組合に所属する組合員である者。

（補助対象経費等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる水産加工業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- （1）当該事業に係る補助金充当経費について、他の補助金等による重複した補助を受けていないこと。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （3）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者ではないこと。
- （4）県税に未納がないこと。
- （5）その他補助金の支出先として適当ではないと知事が認める者ではないこと。

2 補助対象経費、補助率及び補助上限額は別表 1 のとおりとし、補助対象経費に補助率を乗じた金額又は補助上限額のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て）を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表2に定める書類を添えて、知事が指定する日までに提出しなければならない。なお、申請は、水産加工場が複数ある場合であっても、1加工業者につき1回限りとする。申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、書面による申請もできるものとする。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない者については、この限りでない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付の決定及び額の確定をし、その旨を補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 前条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、補助金の交付を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（申請の取り下げ）

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、前条の補助金交付決定及び額の確定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

- 2 前項の規定による申請の取り下げをするときは、補助金取下書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(証拠書類の保存)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

ただし、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令第71条に規定する期間とする。

(虚偽や不正への対応)

第8条 知事は、申請者が交付対象者に該当しないと疑われる場合又は虚偽や不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出指示、事情聴取又は立ち入り検査を行うことができる。

なお、既に補助金を交付した場合も同様とする。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、補助金の交付決定後、次に掲げる事項に該当するときは、期限を付して既に交付した補助金を返還させる措置を講ずることとする。

(1) 補助事業者又は申請内容が、交付対象に該当しないことが判明したとき。

(2) 虚偽や不正な手段により申請したことが判明したとき。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この要項は、令和8年10月2日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
水産加工業者が、対象期間において、県内水産加工場における水産加工品の製造のために要した主原材料（水産物に限る）の仕入れ経費のうち、前年同期間と比較した価格高騰額。 【対象範囲】 ・消費税及び地方消費税を除いた額とする。 ・主原材料の仕入れに付随する運送費等の諸経費を含むものとする。 ・既に製造された水産加工品を仕入れ、加熱、調味、乾燥その他内容物の品質又は性状を変更することなく、小分け、詰め替え又は包装のみを行う事業のための仕入れ経費は対象から除く。 【価格高騰額（補助対象経費）の算定方法】 別添「申請額計算書」に基づき、同一分類（魚種等）の原材料ごとに、次の算定式により算出した額の合計額とする。 $\text{価格高騰額} = (\text{①} - \text{②}) \times \text{③}$ ① 対象期間における当該原材料の 1 kg あたり平均単価（円/kg） ② 前年同月同期間における当該原材料の 1 kg あたり平均単価（円/kg） ③ 対象期間における当該原材料の仕入れ数量（kg） 【対象期間】 申請日の前月を起算月とする直近 12 ヶ月（※）のうち、申請者が選択する 1 ヶ月以上 12 ヶ月以下の期間とし、前年同月同期間を比較するものとする。 ※例：令和 8 年 11 月に申請する場合、令和 7 年 11 月から令和 8 年 10 月までの 12 ヶ月間。	1 / 2 以内	1,000 千円 / 1 事業者

別表 2（第 4 条関係）

令和 8 年度水産加工原材料高騰対策支援事業補助金交付申請書添付書類
1 申請額計算書（別添様式 1） 2 申請対象期間の仕入れ実績の証拠書類（領収書、振込証明書又はそれに準じるもの。）

- 3 補助金交付申請日時点で有効な、食品衛生法に基づく水産製品製造業の食品営業許可証の写しまたは食品衛生法に基づく届出を行っていることを証する書類（申請者が加工組合員である場合を除く）
- 4 誓約書（別添様式2）
- 5 直近2年分の決算報告書の写し
- 6 定款の写し（申請者が加工組合員である場合を除く）
- 7 会社のパンフレット等概要がわかる資料